

新車排出ガス規制の経緯(6)

○ディーゼル中量車(GVW1.7t～3.5t(新短期規制までは2.5t)以下のトラック・バス)

排出ガス識別記号		—	—	K	N	P	S	KB		KF他	KJ他	KQ他			
成分	規制年 試験モード	S49 (1974)	S52 (1977)	S54 (1979)	S57 (1982)	S58 (1983)	S63 (1988)	H5 (1993)		H9 (1997)	H10 (1998)	H15 (2003)			
									試験モード	MT車に限る	AT車に限る	試験モード	認証基準	その他	
CO	6モード (ppm)	980	←	←	←	←	←	10・15 モード (g/km)	2.70	2.70(2.10※)	2.70(2.10※)	10・15 モード (g/km)	0.63	0.98	
HC	直噴式 / 副室 式	670	←	←	←	←	←		0.62	0.62(0.40※)	0.62(0.40※)		0.12	0.24	
NOx		1000 / 590	850 / 500	700 / 450	700 / 390	610 / 390	500 / 350		1.82	0.97(0.70※)	0.97(0.70※)		0.49	0.68	
PM		—	—							0.43	0.18(0.09※)		0.18(0.09※)	0.06	0.12
黒煙	3モード(%)	50	←	←	←	←	←	3モード(%)	40	25	25	4モード(%)	25	←	
	FA(%)	50	←	←	←	←	←	FA(%)	40	25	25	FA(%)	25	←	
適用開始 時期	新型車	S49.9.1	S52.8.1	S54.4.1	S57.10.1	S58.8.1	S63.12.1	H5.10.1		H9.10.1	H10.10.1	H15.10.1			
	継続生産車	S50.4.1	S53.4.1	S55.3.1	S58.9.1	S59.7.1	H1.11.1	H6.9.1		H11.7.1	H11.9.1	H16.9.1			
	輸入車	—	—	S56.4.1	S59.4.1	S60.4.1	H3.4.1	H7.4.1		H12.4.1	H12.4.1				
告示根拠条文		適用告示第 28条第8項	← 第12項	← 第17項	← 第18項	← 第22項	← 第34項	← 第43・47項		← 第64・67項		適用告示第28条 第72・76項			
備考									短期規制		長期規制		新短期規制		

※平成12年10月1日から認証基準値()内数値が定められた。

排出ガス識別記号		ACF他									LDF他		SDF他		2DF他		
成分	規制年	H17 (2005)									H21 (2009)	H22 (2010)	H30 (2018)				
		試験モード			認証基準			その他			2.5 < GVW ≤ 3.5		1.7 < GVW ≤ 2.5		試験モード	認証基準	その他
CO		10・15+11 コンバイン モード (g/km)	0.63	0.84	10・15+ JC08C コンバイン モード (g/km)	←	←	JC08H+ JC08C コンバイン モード (g/km)	←	←	0.63	0.84	←	←	WLTC モード (g/km)	0.63	0.88
NMHC			0.024	0.032		←	←		←	←	0.024	0.032	←	←		0.024	0.037
NOx			0.25	0.33		←	←		←	←	0.15	0.20	←	←		0.24	0.36
PM			0.015	0.020		←	←		←	←	0.007	0.009	←	←		0.007	0.013
黒煙等	4モード(%)		25	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←
	FA(%)又は オパシ(m ⁻¹)※1		25、0.8	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	オパシ0.5m ⁻¹	←	←
適用開始 時期	新型車	H17.10.1(H15.10.1)			H20.10.1(H18.11.1)			(H18.11.1)			H21.10.1(H20.3.25)		H22.10.1(H20.3.25)		H31.10.1(H28.10.31)		
	継続生産車	H19.9.1(H15.10.1)			(H18.11.1～H22.8.31 : 2.5t < GVW ≤ 3.5t) (H18.11.1～H23.8.31 : 1.7t < GVW ≤ 2.5t)			(H18.11.1～H22.8.31 : 2.5t < GVW ≤ 3.5t) (H18.11.1～H23.8.31 : 1.7t < GVW ≤ 2.5t)			H22.9.1(H20.3.25)		H23.9.1(H20.3.25)		H33.9.1(H28.10.31)		
	輸入車																
告示根拠条文		← 第104・105項			← 第110・111項			適用告示第28条第127・128項			細目告示第41条第1項第7・8号				細目告示第41条第1項第7・8号		
備考		← 新長期規制									← ポスト新長期規制				← 平成30年規制		

<注>※1. 平成17年規制の黒煙(FA)は、平成19年9月1日以降に型式指定(装置指定)の申請を行ったものから順次オパシメータによる測定方法に変更される。